

令和5年度 第3回

河内長野市都市計画審議会

議 案 書

- 議案1 南部大阪都市計画用途地域の変更（付議）
- 議案2 南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（付議）
- 議案3 南部大阪都市計画地区計画（南花台三丁目南地区）の決定（付議）

日 時：令和6年1月23日（火）午前10時から

場 所：ノバティながの南館 3階 ノバティホール 多目的ホール



1. 南部大阪都市計画用途地域の変更（付議）

河 長 都 計 第 345 号
令 和 6 年 1 月 23 日

河内長野市都市計画審議会
会 長 井 戸 清 明 様

河内長野市長 島 田 智 明

南部大阪都市計画用途地域の変更（河内長野市決定）について
(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第
19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

理 由 書

「南花台スマートエイジング・シティ」団地再生モデル事業の一環として、UR 南花台団地の跡地の一部を、観覧場を含む新たな公園や飲食店等として整備を進めるため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

南部大阪都市計画用途地域の変更(河内長野市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度	備考
第一種低層 住居専用地域	約 138 ha	8/10 以下	4/10 以下	1.0m	150 m ²	10m	8.3%
	約 457 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	150 m ²	10m	27.6%
	約 4.0 ha	15/10 以下	6/10 以下	— m	150 m ²	10m	0.2%
小 計	約 598 ha						36.2%
第一種中高層 住居専用地域	約 349 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	21.1%
小 計	約 349 ha						21.1%
第二種中高層 住居専用地域	約 230 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	13.9%
小 計	約 230 ha						13.9%
第一種住居地域	約 81 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	4.9%
小 計	約 81 ha						4.9%
第二種住居地域	約 204 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	12.3%
小 計	約 204 ha						12.3%
準住居地域	約 21 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	1.3%
小 計	約 21ha						1.3%
近隣商業地域	約 3.3 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	80 m ²	—	0.2%
小 計	約 27 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	80 m ²	—	1.6%
	約 30 ha						1.8%
商 業 地 域	約 11 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	80 m ²	—	0.6%
小 計	約 11 ha						0.6%
準工業地域	約 95 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	5.7%
小 計	約 95 ha						5.7%
工 業 地 域	約 34 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	2.1%
小 計	約 34 ha						2.1%
合計	約 1,654ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

南部大阪都市計画図(河内長野市)

凡例		用地分类		用地名称		用地面积		用地备注	
1	工业用地	2	商业用地	3	住宅用地	4	公共用地	5	其他用地
6	农业用地	7	林业用地	8	牧业用地	9	渔业用地	10	其他用地
11	交通用地	12	水利用地	13	能源用地	14	环保用地	15	其他用地
16	其他用地	17	其他用地	18	其他用地	19	其他用地	20	其他用地

凡例	
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域
	市鎮化區域

※ 平成29年3月13日時点
※ 蔵成利用地区については、蔵成位置の
図表等を別途ご提供下さい。

(注) 本園ははなはな公園として、詳細については、河内民野市都市づくり法都市創生課で

- ※1 町部中計画道路千代田野崎橋（平成16年2月27日供用）より25m
- ※2 町部中計画道路の野崎野崎橋（平成16年2月27日供用）より25m
- ※3 町部中計画道路長野山林保（平成23年2月22日供用）より25m
- ※4 町部中計画道路二日市市街（平成23年2月22日供用）より25m
- ※5 町部中計画道路谷野山野崎（平成25年2月22日供用）の中心線
- ※6 町部中計画道路路路日本小坂原（平成23年2月22日供用）の中心線

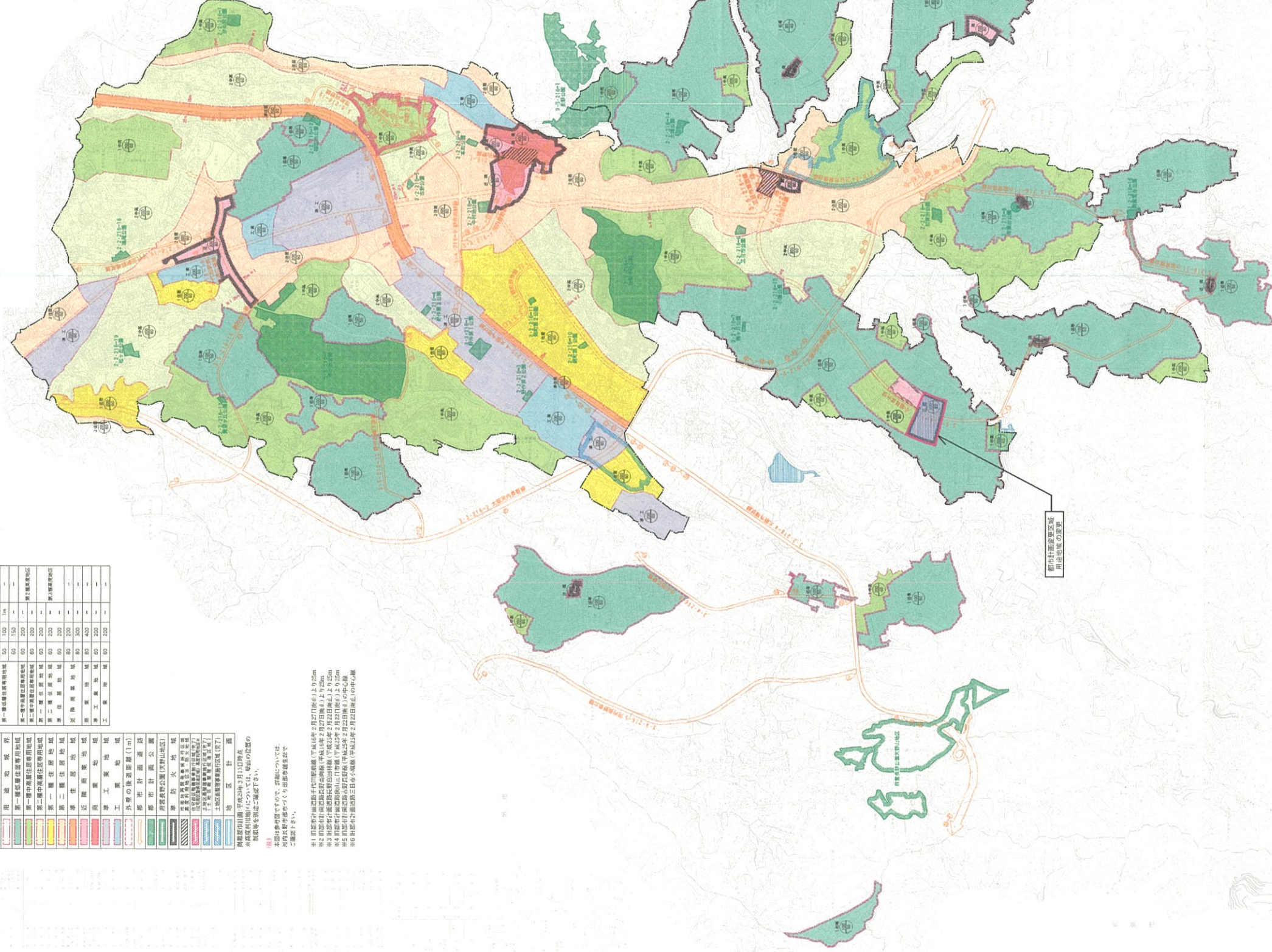
用 途 城 镇	规划人口 (万人)	用地 (ha)	备注	所属地区
第一居住区(居住用地)	40	100	—	第1居住区
第二居住区(居住用地)	60	150	—	—
第三居住区(居住用地)	60	200	—	第2居住区
第一工业用地	60	200	—	—
第二工业用地	60	200	—	第3居住区
第三工业用地	60	200	—	—
第四工业用地	60	200	—	—
第五工业用地	60	200	—	—
第六工业用地	60	200	—	—
第七工业用地	60	200	—	—
第八工业用地	60	200	—	—
第九工业用地	60	200	—	—
第十工业用地	60	200	—	—

[illegible]

※ 平成29年3月13日時点
※ 蔵成利用地区については、蔵成位置の
図表等を別途ご提供下さい。

(注) 本園ははなはな公園として、詳細については、河内民野市地産づくり法都市創生課で

- ※1 町部中計画道路千代田野崎橋（平成16年2月27日供用）より25m
- ※2 町部中計画道路の野崎野崎橋（平成16年2月27日供用）より25m
- ※3 町部中計画道路長野山林保（平成23年2月22日供用）より25m
- ※4 町部中計画道路二丁目市街（平成23年2月22日供用）より25m
- ※5 町部中計画道路お野良野崎（平成25年2月22日供用）の中心線
- ※6 町部中計画道路路日本小坂原（平成23年2月22日供用）の中心線



都市計画変更区域
用途地域の変更

1:20,000

1:20,000

新旧対照表

上段 変更後
下段 () 内変更前

種 類	面積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度	備考
第一種低層 住居専用地域	約 138 ha	8/10 以下	4/10 以下	1.0m	150 m ²	10m	8.3%
	約 457 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	150 m ²	10m	27.6%
	約 4.0 ha	15/10 以下	6/10 以下	— m	150 m ²	10m	0.2%
小 計	約 598 ha						36.2%
第一種中高層 住居専用地域	約 349 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	21.1%
	(354)						
小 計	約 349 ha						21.1%
	(354)						
第二種中高層 住居専用地域	約 230 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	13.9%
小 計	約 230 ha						13.9%
第一種住居地域	約 81 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	4.9%
	約 ha						
小 計	約 81 ha						4.9%
第二種住居地域	約 204 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	12.3%
小 計	約 204 ha						12.3%
準住居地域	約 21 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	1.3%
小 計	約 21ha						1.3%
近隣商業地域	約 3.3 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	80 m ²	—	0.2%
	約 27 ha	30/10 以下	8/10 以下		80 m ²		1.6%
	(22)						
小 計	約 30 ha						1.8%
	(25)						
商 業 地 域	約 11 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	80 m ²	—	0.6%
小 計	約 11 ha						0.6%
準工業地域	約 95 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	5.7%
小 計	約 95 ha						5.7%
工 業 地 域	約 34 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	—	2.1%
小 計	約 34 ha						2.1%
合計	約 1,654ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の 変更（付議）

河 長 都 計 第 345-2 号
令 和 6 年 1 月 23 日

河内長野市都市計画審議会
会 長 井 戸 清 明 様

河内長野市長 島 田 智 明

南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（河内長野市決定）
について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第
19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

理 由 書

用途地域の変更にあわせて、都市の不燃化を促進するため、本案
のとおり準防火地域を変更しようとするものである。

南部大阪都市計画防火地域および準防火地域の変更(河内長野市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 3.3ha	
準防火地域	約 37ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

新旧対照表

上段 変更後
下段 () 内変更前

種類	面積	備考
防火地域	約 3.3ha	
準防火地域	約 36.9ha (32.0)	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

3. 南部大阪都市計画地区計画（南花台三丁目 南地区）の決定（付議）

河 長 都 計 第 345-3 号
令 和 6 年 1 月 23 日

河内長野市都市計画審議会
会 長 井 戸 清 明 様

河内長野市長 島 田 智 明

南部大阪都市計画地区計画（南花台三丁目南地区）の決定
（河内長野市決定）について（付議）

標記について、都市計画法第19条第1項の規定により、次のよう
に審議会に付議します。

理 由 書

「南花台スマートエイジング・シティ」団地再生モデル事業の一環として、UR 南花台団地の跡地の一部を、観覧場を含む新たな公園や飲食店等として整備を進めるため、本案のとおり地区計画を決定するものである。

南部大阪都市計画地区計画の決定（河内長野市 決定）

都市計画南花台三丁目南地区地区計画を次のように決定する

1. 地区計画の方針

名	称	南花台三丁目南地区地区計画
位	置	河内長野市南花台三丁目地内
面	積	約4.9ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は都市計画マスタープランにおいて、丘の生活拠点として、地域内外の多世代が交流できる施設を誘導し、新たな地域の魅力創出を図る地区と位置付けている。 上記計画の中で、施設運営者、地域及び行政が連携し、多世代が交流できる観覧場を含む公園を整備することで、交流人口や定住人口の増加につなげ、地域内の経済循環を生み出し、生活の質の向上を目標とする。
	土地利用の方針	観覧場を含む都市公園を整備し、レクリエーションの拠点として、魅力や活力の増進を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標を達成するため、ゾーニングを行い、各地区の建築物等の整備方針を定める。 (1) A地区 都市公園として整備し、都市公園法上の公園施設の内、観覧場および観覧場に附属する施設を設置できるよう制限を定める。 (2) B地区 都市公園として整備し、都市公園法上の公園施設を設置できるよう制限を定める。 (3) C地区 既存の幼保連携型認定こども園を保持しつつ、周辺の良い住環境と調和を図れるよう制限を定める。また、将来においても、都市公園と連携した幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設等を誘導できるよう制限を定める。
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	本地区周辺は住宅街であることから、地域住民の意見を踏まえ、遮音や遮光など、周辺環境に配慮した整備を検討する。

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称 面積	A地区 約 3.2ha	B地区 約 1.4ha	C地区 約 0.3ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 幼稚園 (2) 保育所 (3) 認定こども園 (4) 建築基準法施行令第19条に規定する児童福祉施設等
				—	—	200/100
				都市公園法第4条の規定に準ずる。	都市公園法第4条の規定に準ずる。	60/100
				屋根、外壁等の形態および色彩は景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いた形状色合いのものとする。		

「地区計画の区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

